

## 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時等における一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と、稲荷山新御堂寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、木更津市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の管理する施設（土地及び建物）を一時避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

### （市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、木更津市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または当該施設への案内表示等を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

### （使用用途）

第3条 この協定における施設使用の用途は、一時避難施設とする。

### （一時避難施設の使用範囲）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設総称 新御堂寺
- 所在地 木更津市本郷3-1-19
- 施設詳細 別紙図面のとおり
- 構造等 木造 平屋建て
- 収容人数 16人

### （施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

### （一時避難施設の開設）

第6条 甲は、次の場合、利用施設を一時避難施設として開設を要請することができる。ただし、甲の要請以前に、乙の判断により一時避難施設を開設する場合は、これを妨げない。

- (1) 住民の避難を要する地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合
- (2) 甲の指定する避難所が、受け入れ可能人数の限界を超えた場合
- (3) その他、甲が利用施設に避難させる必要があると認めた場合

### （利用の通知）

第7条 甲は、第6条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙緊急連絡網により通知するものとする。

(費用負担)

第8条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 当該施設を一時避難施設として使用した場合に、第4条に記載する使用範囲の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、当該施設に被災者等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第11条 一時避難施設の使用期間は、災害等が発生し、または発生する恐れがあるとき、気象庁から警報等が発表されたとき等から、それらの危険性がなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 5月12日

甲 住所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市

木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 住所 木更津市本郷3-1-19

氏名 稻荷山 新御堂寺

代表役員 藤 平 貞 順